

平成27年4月1日制定

積算内訳書の提出及び労務費ダンピング調査実施について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正されたことに伴い、平成27年度から、全ての工事入札において、入札書送付時に「積算内訳書」の提出を義務付けています。

また、同法の令和7年12月12日施行の改正内容を受け、今後は、積算内訳書の書式を改め、労務費ダンピング調査を実施する必要があります。

つきましては、下記の内容を確認し、必要事項を必ず記入のうえ、入札書を送付する際に、積算内訳書及び予定技術者届を入札書に添付してくださいよう、お願いします。

1 積算内訳書に関する取り扱い

- (1) 落札候補となった場合、積算内訳書の工事価格が入札金額と同一であることを確認します。
- (2) 工事価格が入札金額と異なるとき、又は記載がないときは、落札者になることができません。
- (3) 積算内訳書が添付されていない（予定技術者届のみ添付されている）場合、入札書は無効として取り扱います。
- (4) 如何なる理由があっても、FAX等による再送付は認めません。

2 積算内訳書の提出を必要としない工事

単価による契約等、契約方法や工事費の内訳が通常の内容とは異なる工事は、積算内訳書の提出を求めないことがあります。

以 下 は 新 設 内 容 で す

3 労務費ダンピング調査

(1) 実施対象

原則として、全ての工事入札案件で実施し、落札候補者のみを対象とします。
(随意契約案件では実施しません)

(2) 入札公告への記載

対象案件の入札公告に、次のとおり、記載します。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費の積算内訳書に記載した直接工事費及び労務費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面（必要に応じて電話によるヒアリングを行う場合があります）
イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡します。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、入札書を無効とする場合があります。

(3) 調査実施手順

①事業者から提出された積算内訳書の「直接工事費」の金額について、

「設計金額（直接工事費）×0.97以上」であるかを確認します。

(⇒0.97以上の金額であるとき、調査終了。満たさないときは、②へ)

②事業者から提出された積算内訳書の「労務費」の金額について、

「設計金額の労務費以上※」であるかを確認します。

※設計金額の労務費を下回る場合でも、金額の差が端数処理の範囲に収まると契約課が判断した場合を含みます

(⇒設計金額の労務費以上の金額であるとき、調査終了。満たさないときは、③へ)

③事業者は、「労務費ダンピング調査 理由書」を契約課へ提出します。

(⇒理由書の内容について、契約課が合理的な回答と判断したとき、調査終了。満たさないとき、提出がないときは、④へ)

④契約課は、建設業法第40条の4で規定される調査(建設Gメン調査)のための通報を行います。

(契約課に通報の義務が発生します)

<イメージ図>

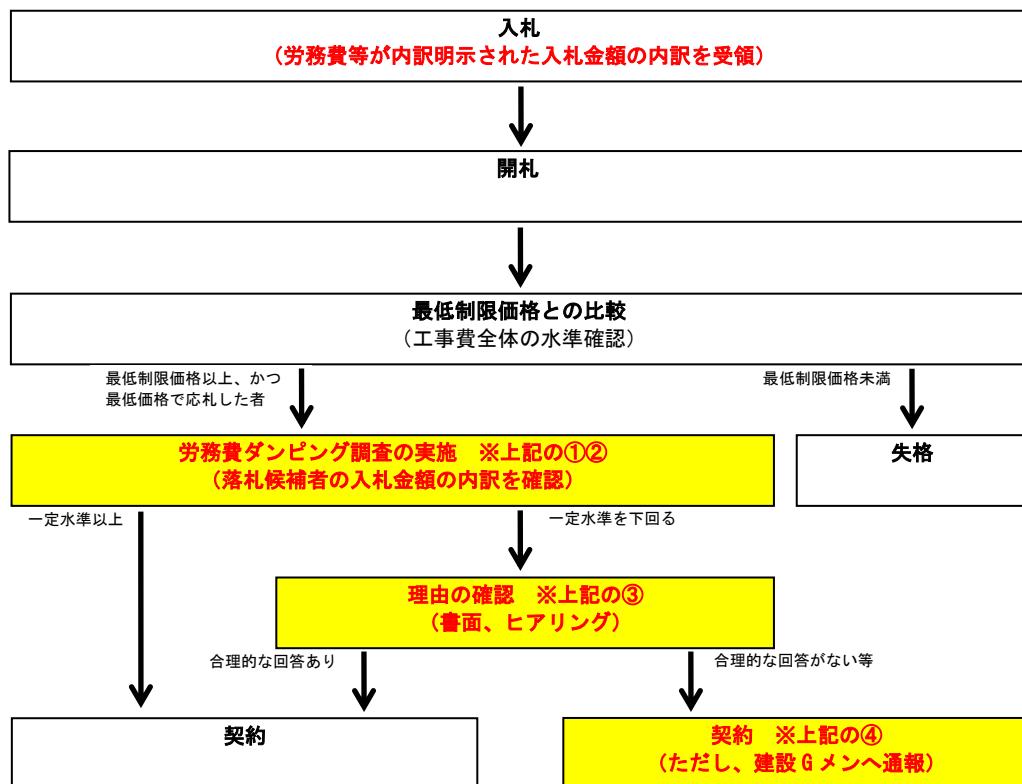


図3 最低制限価格制度の場合の流れ

※出典：国土交通省 不動産・建設経済局「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」

(令和7年12月)

(4) 調査結果と契約

“「労務費ダンピング調査」結果により契約を妨げるものではない”とされているため、上記の(3) ④の調査結果の場合でも、落札のための他の条件に合致した場合には、落札決定します。

ただし、契約課が労務費ダンピング調査の対象工事である旨を公告して発注した案件において、理由書の提出を行わない、ヒアリングに応じない、理由を回答しない、等の事象が発生した場合には、入札に関する条件に違反した入札として、入札書を無効とする場合があります。

(5) 建設 G メンへの通報内容

契約課は、該当する入札参加者の情報について、以下の内容等を通報します。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ・商号又は名称 | ・主たる事務所の所在地 |
| ・代表者氏名 | ・建設業の許可番号 |
| ・提出された積算内訳書 | ・提出された労務費ダンピング調査 理由書 |
| ・上記のほかに、調査実施者から提供するよう指示があったその他の情報 | |

(6) 建設 G メンへの通報の結果

契約課が通報した情報は、建設業法第31条に基づく立入検査や、同法第40条の4に基づく調査等の対象候補を選定するための端緒情報として取り扱われるため、全ての通報案件について、その後の詳細調査等が行われるわけではありません。

(7) 設計金額の労務費の算出方法（市側の算出方法）

①土木工事

積算システム等から、積算上の労務費を集計します。

②建築工事

国土交通省が指定する計算式、及び「標準的な労務構成割合」を用いて、労務費を推計します。

<計算式>

$$\text{労務費（推計額）} = \text{工事価格（税抜）} \times \text{「標準的な労務構成割合」}$$

<「標準的な労務構成割合」>

居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

例：居住専用住宅のとき 工事価格 10,000,000 円 × 14.14% = 1,414,000 円（労務費推計額）

(8) 労務費ダンピング調査 理由書の記載内容

国土交通省が示した確認項目や、判断事例を踏まえ、「理由書の内容が合理的な回答であるか」を確認します。

①国土交通省が示した確認項目

- ・提出された積算内訳書の作成において、「労務費に関する基準」（又は公共工事設計労務単価）を踏まえているか。
- ・提出された積算内訳書において適用している「労務費に関する基準」（又は公共工事設計労務単価）は、最新の値か。
- ・提出された積算内訳書が適用している「労務費に関する基準」（又は公共工事設計労務単価）の職種・工種・地域に、発注者の想定と齟齬はないか。

②国土交通省が示した判断事例

<「合理的な回答である」と判断できる場合>

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ＩＣＴ施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかつた。

<「合理的な回答ではない」と判断できる場合>

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。

入札制度関連情報<工事>

YOKOSUKA CITY

(9) 新しい積算内訳書の画面イメージ

< 記入例です >

【あて先】 横須賀市長
【入札者】 横須賀市役所 株式会社

積 算 内 訳 書

工事名 本庁舎8号館外壁改修工事

入札(開札)日 令和7年12月12日

「予定技術者届」のシートがあります。
「予定技術者届」の現場代理人及び主任(監理)
技術者欄が未記入の場合は、落札者になること
ができませんのでご注意ください。

共同企業体の場合は、
共同企業体名を記入してください。

費目	単位	数量	金額（税抜、単位:円）
直接工事費計	式	1	114,800,000
共通仮設費計	式	1	5,100,000
現場管理費	式	1	18,400,000
一般管理費等	式	1	17,500,000
スクラップ評価額	式	1	-100,000
工事価格(合計)			155,700,000

【注意事項】

1. 入札書に記載する金額と上記の工事価格は両側にしてください。
2. 固定額型最低制限価格を採用した案件で、スクラップ評価額及び換価格充当品が1万円未満の場合は、記入しないでください。
3. 下記の「令和7年12月12日の法改正施行に伴い記載が必要となった内訳額」に必ず内訳金額を記入してください。

<令和7年12月12日の法改正施行に伴い記載が必要となった内訳額>

内訳項目	単位	数量	金額（税抜、単位:円）
直接工事費のうち 材料費	式	1	60,000,000
労務費	式	1	13,374,630
現場管理費のうち 法定福利費の事業主負担分(※1)	式	1	4,000,000
建退共制度の掛金	式	1	1,000,000
工事原価のうち 安全衛生経費	式	1	10,000,000

※1:建築工事の場合は、工事原価のうち、法定福利費の事業主負担分

工事価格が入札金額と異なるとき、又は
記載がないときは、落札者になることが
できませんのでご注意ください。

掛金納付の対象となる労働者がいない場
合は、金額の欄に「ー」と記載してくださ
い。

例
・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事す
る労働者がいない場合

- は、今回追加された部分です。必ず記入をお願いします。

- は、労務費ダンピング調査のときに、金額を確認します。

費目の項目は、設計図書の内容により、機器費などの項目が増えることがあります。

令和8年1月26日改正